

令和5年度第2回小金井市地域福祉推進委員会 会議録

日時：令和5年7月28日（金）

午後2時00分から

場所：市役所第二庁舎8階 801会議室

出席委員 12人

会 長	金子 和夫	委員			
副会長	石塚 勝敏	委員			
委 員	阿萬 理恵	委員	井出 悦弘	委員	
	中山 広美	委員	山本 俊郎	委員	
	青松 佐枝	委員	秋山 理絵子	委員	
	小森 哲夫	委員	酒井 利高	委員	
	畑 佐枝子	委員	穂坂 英明	委員	

欠席委員 0人

事務局	福祉保健部長	大澤 秀典
	地域福祉課長	根本 礼太
	自立生活支援課長	天野 文隆
	介護福祉課長	松井 玉恵
	高齢福祉担当課長	平岡 美佐
	健康課長	伊藤 崇
	地域福祉係主任	玉井 奈保子

委託事業者 株式会社名豊 小池 武史

傍聴者 2人

提出資料 （資料1）小金井市地域福祉計画の体系・骨子の検討
（資料2）意見・提案シート

1 開会

金子会長：本日はお忙しいところ、お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。初めに、本日の会議ですが、中山委員がまだお越しになっておりません。畑委員が都合により途中で退席させていただくということです。よろしくお願ひいたしま

す。定足数は満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。それでは、事務局より配布資料の確認をお願いします。

事務局：(資料の確認)

金子会長：ただ今説明がありました資料につきまして、不足等ございませんか。

特にないようですので、各資料の説明は次第に沿って進めさせていただきます。それでは、議事に入ります。

2 議事

(1) 市の福祉に関する現状と課題

事務局：(資料1、資料2に基づき説明)

金子会長：ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

次期計画の体系案も示されましたので、市の課題の整理と併せてご意見がある方の発言を求めたいと思います。当日配布の意見提案シートに対して現段階でそれに対する回答を載せさせていただいております。それも含めていかがでしょうか。意見を出された方で、もう少しこのような趣旨である、このような内容であるということも含め、それらの回答についてももう少し細かくやっていったほうがよいのではないかと、あるいはこのような事例もあるということがありましたらご意見をいただきたいと思っております。また、ただいまの事務局の説明に対してご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

畑委員：資料1の小金井市の課題2つめの「・」の下のアンダーラインがあるところで、「制度に繋がっていない生活困窮者を包括的に支援するための敏感なアンテナが必要で

す。」というところですが、その中に生活困窮者や「孤立している人」が入ってもよいと思っております。「・」の上から4番目のところに、「相談に適切に繋がらず孤立するケース」という言葉があるのですが、相談に繋がらないということと制度に繋がらないということは似ているようで違います。制度に繋がらず孤立している人は、世代に関わらず最近多いと実感しています。相談に行くことは難しいけれど、相談員等が声をかけて制度に繋がることを進めることも必要だと思います。相談に繋がらないと制度に繋がらないというのはニュアンスが違うのではないかと思います。

金子会長：ありがとうございます。ただ今のご意見について、事務局はいかがですか。

事務局：ご指摘のとおりですので、修正を加えたいと思います。

金子会長：私も入れていった方がいいと思います。やはりアウトリーチでいかないと、なかなか難しい時代、社会になっていますので、こちらの方から出ていくことを全面に出しながら何らかの文言で書いていきたいと思います。

石塚委員：今のお話の中で、生活困窮者という言葉をごどのように理解するかです。生活困窮者についての言葉自体、生活困窮者自立支援法の定義、その他、非常に幅の広い言葉だと受け止めています。一般的には低所得の方をイメージする方もいると思いますが、単純に低所得だけではなく、様々な日常的な生活の課題を抱えていらっしゃると思います。包含的な意味合いのある言葉ですので、その辺りも少し検討していただきたいと思います。

金子会長：ご意見のとおりだと思いますので、よろしくお願ひします。

事務局：わかりました。

酒井委員：地域福祉計画の他に個別支援計画も作られていて、地域福祉計画は上位計画でもあり、各個別計画を包含していくと思います。小金井市、地域という面を見ながら計画を立てるということになると思います。ここに新しく重層的支援体制の整備と記載されています。小金井市の場合、高齢者分野に関しては、一層協議体、二層協議体という形で市を束ねる全体の協議体があります。各日常生活圏域という第二層の協議体があり、そこで地域にどんな仕組みを作ったらよいかということをやっています。つまり、高齢者を射程に入れてやっていますが、本来は国、市の方針にもある「福祉における枠組を越え、地域の高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が支え合う体制・環境を実現することで、互いに助け合いながら安全・安心な生活を送ることができるまち」、それをやるための、小金井市の主に住民を中心とした組織、つまり縦割りの枠を越えたものを、今すぐには無理ですが、計画の中で考えていくべきかと思います。例えば、総合相談という形で縦割りの枠を越えてやられるということで、それは手始めとしては大切なことだと思います。私が気になっているのは、実務部隊と言うか現場部門は割と小金井市の場合、社会福祉協議会とか市が直接関与しないでやっています。生活保護のことは別にしてです。そのように考えると、推進側の一体性を強化する必要があると思います。何よりも、面として考える時の住民の組織を作っていくべきなのだろうと思います。どう作るのかはわかりませんが、この辺は考える必要があると思います。まず、どのような地域づくりをするのかです。個別計画ごとの中で共通の理念を入れ込んで、それぞれがやっていく方式もあ

ります。ただ、それも本来ならば、全体を束ねる包含的なものがしっかりとあったほうがよいです。ここは地域福祉推進委員会ですから、その一端を少しは担っていると思いますが、それを評価したりしながら全体を覆うような形ですね。地域ぐるみという言葉がありますが、地域ぐるみで住民の共通課題を一緒に検討していくという仕組みがあったらよいと思います。

金子会長：時間のかかる課題だと思いながら伺いました。具体的に次の地域福祉計画の中に落とし込むのは難しいかと思いますが、長期的な課題として、そういったことを今後の検討という形で出しておいてもよいのではないかとは思いますが、皆さん、それについてはいかがでしょう。

石塚委員：今回、基本目標のところ「包括的支援体制の構築」があります。ここが重要な部分かと思いますが。それに基づいて重層的支援体制の整備が位置づけられています。まず、包括的支援体制というところでは、まず一番大事なのは断らない相談窓口です。福祉総合相談窓口は分野を越えて行っています。福祉総合相談窓口だけがそれをするというのではなく、様々な相談支援事業所も断らない相談窓口としてそれを受け止め、繋げるということが重要です。福祉総合相談窓口に行くことで、包括的な相談支援体制ができているということではないので、そういったところをしっかりと取り組まなければならないと思います。ここは各個別計画でも考えてもらう必要があると思います。まず、地域福祉計画の中ではそういった連携がしっかりとでき、相談をしっかりと受け止めるというようなことを全体としての取組として進めていくことが期待されればよいと思います。

金子会長：ありがとうございます。酒井委員のご意見については、今後の検討という形でしていきたいと思っています。そのような書き方で今回の地域福祉計画については書いていくことでよろしいでしょうか。

中山委員：資料1をいただいておりますが、この計画体系の骨子案を具体的な行動に落とし込むには、もう少し具体的なものがないとわかりません。国からの予算や市で独自で予算を用意しているものについてお伺いしたいです。また、人員配置としてどれくらいの方が動いて具体化していくのかというところを2点お伺いしたいです。

金子会長：なかなか難しいところです。人員配置については見当もつきませんが、予算はそれなりについてはありますので多少はわかると思います。

中山委員：それがわからないと、どれくらいのことのできるのかもわかりません。

金子会長：今の段階でおおよそわかっている部分について、事務局いかがでしょうか。

事務局：まず、国の重層的支援体制整備事業は任意事業になりますので、国の財政的な支援を活用し重層的支援体制整備事業を展開していくやり方と、自治体独自で他の補助金や制度を利用して重層的支援体制を整備していくやり方を分けて考える必要があります。本市の現状としては、重層的支援体制整備に向けた準備事業として、福祉総合相談窓口に包括化推進員とされる人員を配置し包括的な相談支援体制の構築を進めているところです。市の全域を担当し中核となる人員と、住民に身近な圏域を担当する地区担当という形で、段階的に1名ずつ増員することで、相談窓口の機能を補強してまいりました。それが令和6年度までに配置を完了する計画で進めてきたところです。

国の財政的支援の規模については、どのような取組で重層的支援体制を整備していくかによって変わりますし、試算をしてみないと一概にいくらとお伝えすることは難しいのですが、国の要綱に沿った形で進めていくのかも含めて小金井市がどのような形で重層的支援体制の整備を進めていくのが望ましいのかを検討する必要があります。庁内外、関係機関と協議をして、どのような形で事業を展開していくのかを決めていくことになると思います。具体的な回答にならず申し訳ございません。

中山委員：ありがとうございます。現段階で聞いたので大丈夫です。

金子会長：これから計画が徐々に具体化する中で、そういった事業で相談員だったら何人必要となり、その財源は国からの補助金が使えるのか、あるいは市の財源でやっていかなければならないのかなど、その辺は細かく検討していかないと予算等がはっきりしないというのが現実だと思いますので、今後わかり次第出させていただこうと思います。

井出委員：相談員を配置していくということですが、この方はある一定の資格をお持ちの方なのですか。

石塚委員：相談支援包括化推進員になるかと思いますが、現在の職員の中では、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持っている者もいれば、現在まだ資格を取得していないけれど取得を目指している職員もいます。福祉に関する資格を持っている方が望ましいと思いますが、一方で、今までの社会的な様々な地域の経験をお持ちで、それに対する力をお持ちの方であれば、そういった方を採用することも必要だと考えております。現在、福祉総合相談窓口の中では包括化推進員以外でも、資格は持っていない

けれど地域での経験を活かしてやっていただいておりますし、もしくはNPO法人での活動などで実績を持っていらっしゃる方等も活動し、力を発揮していただいております。社会福祉士は名称独占であり業務を独占しているわけではないので、そういったところも踏まえながら、必要な人材を適切に配置することが望まれるかと思えます。一方で、同じ福祉総合相談窓口の中では相談支援包括化推進員の他にも、生活困窮者自立支援法に基づく主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労準備支援員、家計改善支援員がいます。主任相談支援員には最低でも社会福祉士の資格を持っていること、家計改善支援員についてもファイナンシャルプランナー等の資格をお持ちの方を配置しています。できる限り専門職の資格を持っている方が望ましいのですが、先ほども申し上げましたように適切な力を持っている方が配置されることが最も大切だと思います。

井出委員：ありがとうございました。その中で、雇用形態はどのような形になるのでしょうか。短期雇用なのか、長期雇用になるのか教えてください。

石塚委員：福祉総合相談窓口ということで回答させていただくと、福祉総合相談窓口はいろいろな事業をまとめてやっているところがあります。まず、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関としての部分でいくと、主任相談支援員は正規職員です。また、相談支援員、就労支援員、就労準備支援員、家計改善支援員については非常勤嘱託職員となり、採用の規定に沿って週4日勤務で5年を目途に雇用しております。相談支援包括化推進員については、全て週4日の非常勤嘱託職員です。

井出委員：予算に関してみると、短期雇用の方が比較的合理的に採用ができていると考えてよろしいでしょうか。ある程度のクオリティを維持していこうと思ったら、ある程度お金を払わないと人材が集まらないというように思います。

石塚委員：予算的な問題については我々と市の方で相談をしながら進めていますので問題はないかと思えます。ご意見のように、人が集まるのか集まらないのかという話に関しますと、福祉どの分野もそうですが、なかなか人が集まりにくい状況が続いています。社会福祉協議会の業界内で言いますと、正規職員であっても募集をかけても人が集まらない状況があります。賃金の問題以前に募集をかけても人が集まらない状況が現在できているということが大きな課題です。福祉の学校を卒業しても民間企業へ進む学生さんが多いという状況もありますし、福祉の現場が魅力のある、働きやすい場であることをしっかりと伝えていかなければならないと思っています。

井出委員：ありがとうございます。何か事を行うとなると、人材の確保はとても大事だと思います。

います。計画を作っても、そこに本当に人が配置されるのかどうか大きな課題になってくると思います。

金子会長：他にいかがでしょうか。

秋山委員：各論になってしまうかもしれませんが、ワンストップの相談窓口ということで福祉総合相談窓口があると思います。福祉総合相談窓口を作る経過の中で、全ての福祉的課題や生活課題に対応できる人をその窓口配置できるのか疑問でした。

例えば、精神に関する課題や困りごとを抱えた方が相談に来た際には、私たち精神の事業所が市内いくつかあるのですが、その中で輪番制のような形で精神の専門職を派遣されたりするのであれば役に立てるのかなと職場で雑談程度にしていました。障がいの垣根を越えてというのが最大の理想であるということはおわかりますが、私たち現場の人間は、学校の時から勉強して現場に入り、その専門的な経験や知識を活かして今の自分があるという人たちが多く、垣根を越えるということはずごく大変なことです。今は就労支援や生活支援など、制度的に障がいの分野以外の垣根はできているんです。それを越えるのはすごく難しいです。

今、私がやっている相談支援専門員という立場ですが、自分が抱えているケースがメインになってきますが、そこから見える地域課題というものがある一方で、石塚さんたちが見えている地域課題はきつともっと広くて、その垣根を越えるということ考えた時には、他の相談支援の方も守備範囲を広げることが必要です。福祉総合相談窓口の方たちとの情報交換といった場も必要だと思います。それができて一緒に考える場があると、その垣根が少し薄まるのではないかと思います。会議がまた増えるので大変ですが、何かを変えたり、狭間みたいなものを埋めるとなった時は、どうしても共有の場が必要になってくると思います。福祉総合相談窓口の方たちと相談支援の人たちが情報交換する場はないですね。

石塚委員：まず重要なのは、福祉総合相談窓口は垣根を越えてあらゆる相談をお聞きしますが、全てを福祉総合相談窓口で解決できるわけではありません。ここは第一です。我々は一旦受け止め、そして必要な支援ができるところにお繋ぎします。例えば、1人で行けないのであれば一緒に行きますし、支援機関につなぎにくい場合にはどうしたら繋げられるのかということと一緒に考えてやっていきます。場合によっては、制度の狭間みたいなところになってしまい繋ぎたいのに繋がらないケースなどもそこを調整していきます。できないから断るのではなく、何ができるのかを考えていくのが福祉総合相談窓口です。そういった部分では、私たちの看板というのは、とりあえずよくわからなかったらまずうちに来てください、どこに相談してよいかわからない時はここだったら何でも相談だから、まずは行って相談できますよというもの

だと捉えていただきたいと思います。必要なところに繋げ、繋がる先がなければ一緒に考えましょうというところですか。フォーマルなもので用意できるものはそれではないのですが、インフォーマルにあるものや、新たに作らなければならないものもあるので、発掘したり作ってみたりということをして、そこをサポートしていくことが重要だと思います。

今回の重層的支援体制整備事業については、事務局からも説明がありましたが、国のほうに則ってやっていくのか、国に則らなくても包括的な相談支援体制を作るという方向は法律上出ているわけです。連携というところでは、相談支援事業所もそうですし、高齢でいえば包括支援センター、元々の生活困窮者に対する相談窓口等がどのように連携できるのかですが、会議体を増やせば連携できるというものではないと思っています。支援が必要の方を中心に置いて、その時にどのような人たちが集まって、どのように繋がっていけば、その方へのより良い支援ができるのかと考えた時に適切に繋がっていければよいと思っています。重層的支援体制整備事業の中で、生活課題で非常に大変なケースということになれば、支援機関が重層的支援会議などに集まって連携することもあるでしょう。日々の現場の中で、必要があれば繋がるということ、うちは関係ないから参加しませんとか、それはそちらの問題なのではないですかということではなく、一度関わったらしっかり繋がり、一緒に話し合いに参加するということが必要だと、現場でやっている中では思っています。

金子会長：どんな資格を持っていてもオールマイティの資格なんてことはあり得ません。資格保有者については、できるだけ制度的なことには敏感に反応してもらいたいです。制度でなかなかうまくいかない時に、資格は特にないけれど地域のことに成熟している人たちが色々ところでアンテナを張って、フォーマル、インフォーマルにしろ、いろいろな社会資源を見つけることについては、そういった人たちのほうが敏感にキャッチできますし動けると思っています。そういった中で情報共有を図りながら相談にきた人については極力紹介して引率したり、資源を紹介したりしながら、その人にとってより良いサービスがないかということをお納得してもらいながら提供することの仕組みが大事なのではないかと思います。会議をして時間だけ無駄にするというよりも、共有すべきものはしっかりと共有し、動くところはしっかりと動くというように形を福祉総合相談窓口で中心にやっていく、相談者が一人であっちこちに動くことがないように、そこにさえくれば回答はそこから自分のところに戻ってくるようにできればよいです。そのような総合相談窓口をより円滑に運用していけるようになればと思います。

青松委員：民生委員活動の中で、総合相談窓口のチラシを関係のある方にお配りしたりしていますが、チラシだと一般の方はもう一歩踏み込めないという感じがしています。そ

のような方たちに、もう一步踏み出していただくためにはどのようなサポートが必要なのだろうかと考えていたところです。

同時に、会長から社会資源という言葉が出ましたが、民生委員として社会資源調査を実施しております。地域の医師会、町会、商店といった社会資源を利用させていただいて、地域のあらゆる情報を民生委員に挙げていただくような活動をしております。その中で実際に連絡をいただいた中で、亡くなっていた方を見つけたとか、病気になって救急車で運んだという事例もあります。福祉相談総合窓口だけではなく、ありとあらゆる社会資源というものを活用して、地域でいろいろな方を見守るという活動がとても大事だと民生委員として感じています。

金子会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

井出委員：福祉総合相談窓口の相談員はある程度の力量や能力が必要です。1人にかかる時間も膨大だと思います。ある程度チームワークで動かれているということは想像できますが、お1人の方だけに大きな負担がかかっているということはないでしょうか。

石塚委員：今回、地域福祉計画を立てていくところでは、現場の職員の体制、福祉人材の安定的確保という課題に繋がると思います。細かい話になってしまうのですが、どの現場も大変苦労していて、お1人お1人の支援に対して膨大な時間をかける必要があると思います。相談に来て、はいこれですと終わるものではありません。施設に入所されている方に対応することもありますし、窓口に来た相談でも1回の相談では終わらず、2回、3回、場合によっては1年以上継続的に相談していくこともあります。潜在的に支援を必要している人が多くいる状況を考えた時に今の状況がどうなのかと捉えると、少し厳しいというのが恐らくどこの現場も同じだと思います。

井出委員：実態ですよ。

石塚委員：なかなか難しいところですが、最低限、今の状況は維持しながら、その先に向けてどのようにしていくか全体として考えていく必要があると思います。

金子会長：ありがとうございます。他にいかがですか。

中山委員：お伺いしたいのですが、今回、相談員を配置するということは決まっているのですか。その需要というのが、なかなか相談に繋がらない方への支援や、いろいろな垣根があったりということでしたが、現状として相談員が足りないからこれをやると

ということですか。既にこれは決定なのでしょう。

石塚委員：重層事業の部分でいえば準備事業として、住民に身近な圏域に1名ずつ計4名の相談員を配置する計画で進んでいます。それが多いのか、少ないのかというと何とも言いようがないです。

中山委員：現状、足りないという状況だから相談員を置くのですよね。どの事業に関しても、相談員を置く、箱を作るといったことはよくなされると思います。それが実情として相談すればどうにかなるのか、相談に実際に繋がるのかというところで、相談すれば解決するのかというところが明確にはわかりません。

石塚委員：相談につながれば解決できるのかという話については、必ずしもどうにかなるとは限りません。未だに本人とやり取りしながらまだ解決に至らない、後は時間の流れの中で年齢や本人の環境が変わっていく中で、様々な変化によって解決しなかったり、一旦解決しそうになってまた問題となったり、もちろん解決する人もいます。一概には言えません。

足りないから相談員を増やすのかという点については、今回の重層的支援体制の整備で言うと、包括的支援体制を作るために必要だから人員を配置しますということです。単純に相談員が足りないからということではなく、包括的な相談支援体制づくりの中で、必要な相談員を配置して体制の構築を進めていくということになります。今後の方向性として、最終的に包括的な相談支援体制を構築するために更に人を増やさなければならないということではなく、今までやっている中で、例えば高齢の分野の相談で障がいの内容には対応できませんと断るのではなく、一旦受け止めますが、障がいのことについては適切な支援機関にお繋ぎしますということです。8050問題のような80の相談は乗れるけれど、50のことは違うからどこか別のところに相談してくださいということではなく、しっかりそこをつないでいくということが包括的な相談支援体制をやるうえで重要な部分です。

酒井委員：小金井市では、総合相談以外に相談をやっているところは山ほどあります。それぞれ高齢の分野がメインであったり、障がいの分野がメインであったりします。文章として不足しているのは相談支援ネットワークです。個別でやっていくから8050問題や、基本的な問題を抱えているケースや、一部出来ないこともあるからそれをやっというとうとすると、総合相談窓口だけで解決するものではないです。例えば一般的にはケースカンファレンスを必ずやりますし、そこに関係機関が集まって、役割分担を決めます。相談支援ネットワークということ、地域福祉の計画の総合相談の中に強めに書いておけばよいと思います。

畑委員：相談について、アンケートの中で「どこに相談しましたか」という問いに対して「市役所」と答えた方は多いのですが、様々な相談窓口があるのに実際には相談に行っていないんです。一方で、「この先、暮らしやすくするのに何が必要ですか」の質問のトップに「信頼できる相談者」との回答が52%程度ありました。これを受けて、相談の体制が必要だと自立支援協議会で随分話し合っ、相談のことが持ち上がってきたという経緯もあります。ですから、障がい種別の相談員というのはあちらにもこちらにもいます。計画相談もあります。なのに困りごとを相談しないという実態があり、なぜ相談しにくいのかという問題になっています。市の設置している相談員より障害者団体の会長のところに相談に来る人数の方が多く実態があります。

中山委員：新たに設置すべきか、元あるものを活用すべきかというところも検討できればよいと思います。新しく作っても、なかなか人が集まらなくて難しいことも出てくると思います。全体的なことを言いますと、30年間賃金が上がらない、税金が増えている、社会保障費が何倍にもなっている、これからもっと貧困というものが社会全体で深刻になってくると思われます。ボランティアに来る方もいませんし、民間でも求人を出しても来ないということがたくさんあります。2,000円出そうと2,500円出そうと来ないということもあります。人を増やすといった方向ではなく、行政なので縦割りになってしまうことはあると思うのですが、できる範囲はあるのではないかと思います。

金子会長：全ての相談窓口が総合相談窓口になっていれば全然構わないのですが、やはり時間的な問題や相談に関連して連鎖してくるような問題が出てきますので、できれば早めに解決できる専門的な部署としても窓口は必要です。また、その人たちも本当に単発の問題だけなのか、あるいは複合的な問題の対応という形で総合相談窓口というのが登場してきたように、その必要性も当然あります。

単発の窓口が連携しながら、大きく総合相談窓口みたいなネットワークが構築できれば、また、それが有効に機能したらそれはすごいものになると思います。そこが大事だと思いますので、支援ネットワークづくりという部分を、あるいはその発端の部分を今期の計画の中で一歩入って書いておきたいと思っています。

穂坂委員：確実に言えることは、人口が減っていくことが現状であり、あれもこれもというのはなかなか難しいと思います。会長がおっしゃったように、小さなことからコツコツとではないのですが、小さなものが集まればいろいろな歯車も動くのではないかと思います。

金子会長：ありがとうございます。他にいかがですが。

井出委員：ネットワークを有効に機能させるということはとても大事なことで必要なことです。それを機能させるためには、かなり力量を持った方がいないとできません。例えば、包括支援センターや社会福祉協議会や市役所は一見連携しているようでも、それぞれのレベルで考えておられることには微妙な差異があります。力量のある方が中心にいて、ある程度リードしてくださる方がいないと、お1人の方の支援においてもなかなかうまくいかない場合があります。やはり力量がある人材の育成はとても大事ではないかと考えます。

金子会長：ありがとうございます。他にいかがですが。

私からですが、成年後見制度の第二期成年後見制度利用促進基本計画が去年、閣議決定され、厚生労働省の方からこのようなネットワークづくりで成年後見の利用促進を進めるようにということが新しく出たと思います。その辺はこの中に含まれていますか。

石塚委員：国の第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、開始されています。小金井市でも市の成年後見制度利用促進基本計画を策定し、国のいう「中核機関」を定めました。都では国に先んじて「成年後見制度推進機関」を設置して進めている状況です。

特に主だったところは、後見人の方々への支援ということ、また、どういった後見が必要か、そういったことを考えていきます。地域共生社会の中で進めていく点を強調していますので、成年後見人が付けばその方の課題が解決するわけではなく、様々な複合的な問題を抱えている方がいますので、例えですが、被後見人の方を真ん中に置いて、後見人もその輪の中の一人として関係者でその支援を考えていく、後見人も被後見人も輪の中に入って自己決定支援を進めていくということかと思えます。

専門職でやっている後見人の方もいれば、身内の方がやられる親族後見人の場合もあります。様々な展開があるわけですが、どちらかと言うと親族後見人という呼ばれる方々、今は市民後見人というボランティア的な方がいますが、そういった方々をしっかりと支援していく、相談できるようにするという事で、社会福祉協議会の方でも相談窓口を設置しています。そこでうまく支援が進まない場合には、チームをどのように作るかといったところをサポートしています。国が進める第二期基本計画と国の方で再検討されている後見、補助、保佐というタイプの分け方について、また、一度後見人が付くとその方はお亡くなりになるまで、判断能力が改善しない限りは一生後見人を付けなければいけないのですが、必要な時だけ付けるといった話も検討の中で出ています。それらの取組を地域福祉計画に反映するとなるとなかなか

難しいところがあるのですが、いずれにしても今日お話をさせていただいた権利擁護の体制づくりという大きな枠組みの中で、今後の景観を見ながらしっかり進めていくということが必要だと思います。

酒井委員：市民後見人制度については、小金井市ではどのようになっていますか。私が知っている範囲ではあまりうまくいっていないようです。市民後見人もいないですし、市民後見人はどこに所属しているのですか。ボランティア的とおっしゃったけれど、市民後見人がボランティア的に1人でやることになったら大変な負担ですよ。小金井市の社協がしっかりとバックボーンにならなければ、市民後見人養成講座を受講したとしてもうまくいかないと思います。実態はどうなっていますか。

石塚委員：市民後見人の登録は現在17人で、実質稼働しているのは2人です。今、取り扱っている案件は、後見類型の方で施設入所をしているといった形の方がメインになっています。小金井市だけではなく、養成講座を受講して市民後見人にはなれますが受任には至らず、もっと活用していかなければいけません。時間がたって、そのままにしておくやめる気がなくなってしまうですし、年齢もどんどん上がっていきます。場合によっては、法人後見を社会福祉協議会がやって、その中の支援員として使うとか、その他後見制度を周知するための企画をやる時に一緒にやってもらうとか、様々な活用方法を考えていかなければいけないといったことがあります。去年11人受講を終了しているので、そういった方々を含めて、今までなかった市民後見人が集まる機会も作っていきたいと思っています。そういったことも含めて、権利擁護の推進を図っていくことをしっかりと考えていかなければいけないと思います。

金子会長：全国的なものを見ても、市民後見人というのは今のままでは伸び悩むのだろうと思います。後見人は少し講習や研修を受けて、それだけでできる仕事内容ではないです。国の第二期利用促進基本計画策定の中で、裁判所に提出するような目録づくりなどをもっと簡素化していかないと、書類作業ばかりで本当にその人の支援に結びついているのかどうかということも問題になっています。自分だけではとてもできないので、自分を支援してくれる支援員をつけないと市民後見人が動けないということがあります。そういった意味で今の状況では伸び悩むというのが私の見解です。制度的にどのように改善できるか、その制度改善があったうえで、市民後見人の研修内容等々も変えていき、時間やあるいは市民後見人も複数でやっていると、単独で引き受けるのはなかなか厳しいだろうと思います。

酒井委員：例えば、社会福祉協議会の法人後見の資格を取って、そこに所属させるということではできますよね。そこまでのやる気がないと、一時、市民後見人の講座が流行って、

今は尻すばみの状態になっています。

井出委員：あまりにも守備範囲が広すぎます。

中山委員：市民後見人というお話が出ていますが、能力的にも知識も足りない、1人で処理する時間も足りないということで、市民後見人になったらその後も継続的に勉強していかなければならないと思います。私の周りにも後見人をする人もいますが、行政書士の方、司法書士の方が活躍しているのを見ているので、とても市民の方でそれができるかと言うと、何かあった時にトラブルに巻き込まれるだけで難しいのではないかと思います。専門職後見人については、どのようなお考えです。

石塚委員：専門職後見人については、いわゆる弁護士、司法書士、社会福祉士というようなところの枠組みかと思います。それ以外にも、行政書士、社会保険労務士、そういった方々も社会福祉協議会に登録をさせていただいて、後見人の紹介をさせていただいています。そういった方々はもちろんお仕事としてやっていらっしゃると思いますので、それはそのような形です。専門職後見人はその方と1か月に1回、2回会うくらいの方が多いですが、地域で身近なところで状況も知っていて支援ができるというところが市民後見人の利点であるとされています。ただ実際には、市民後見人が受任するケースは施設入所していて、後見類型でと、地域の離れた場所で進んでいます。ある程度負担なく受任していただければそうなケースとなると、そういったケースになってしまいます。私どものところでも、市民後見人の方に受任していただく案件については、もともと地域福祉権利擁護事業でご利用されていた方で、そういった方々というのは判断能力がある程度十分ではなく、日常的な福祉サービスの利用、金銭的な管理を地域福祉権利擁護事業で行っている方が後見類型になり、今後いろいろな契約をしていくことが難しい、他の施設に入所するといったこともできない、身寄りがいないという時に、市民後見人を立てています。継続してやっているの、その方の状況もわかっています。

中山委員：今後の方針としては市民後見人を増やしていきたいというのが市としての方向ですか。

石塚委員：そうですね。市民後見人を増やしていくというのは、国もそのように言っていますし、東京都もそのように言っています。減らすという話ではありません。どうやったら市民後見人の方に活躍していただけるのかということをしつかりと考えていかなければいけないというところだと思います。

金子会長：時間の関係もありますので、一度引き取らせてください。決してだめだということではなく、市民後見人のみならず任意後見人についても第二期の厚労省の方針としては打ち出す方向です。増やすだけではなく、その人たちにどういったことをお願いできるのかを考えながら、そしてそれを自治体がどのようにサポートできるのかということも考えたうえで、増やす方向で、程度の文章になってしまうかもしれませんが、まとめさせていただければと思います。

酒井委員：2に再犯防止の支援があります。意味はわかるのですが、他に入れようがないから地域福祉計画に入れるしかないと思います。実際にこれを市レベルで具体性を持って書き込むつもりなのですか。再犯防止のための施策という時に、例えば保護観察の対象者の方々は基本的に市民から見れば100%匿名です。それは市の中にも情報が入っていないと思います。保護司さんだけ知っています。そのようなことを書き込まなければいけないわけですが、一般論として書けばよいのですか。それとも施策的に具体性を持って書かなければいけないのですか。その辺で議論するレベルが全然違ってきます。

金子会長：その点について、事務局いかがですか。

事務局：再犯防止推進計画において、どこまで具体的な施策を書けるかというところです。再犯防止推進計画の趣旨は、犯罪をした人が更生を誓って地域で生活しても、必要な福祉的支援に繋がらないことで再犯のリスクが高まってしまうという、福祉的な視点での支援を展開するために地域福祉計画に掲載をするところです。その趣旨に沿った施策となると、やはり相談支援の充実であったり、生活困窮とも密接に関連していますので就労支援や住居支援といった施策が関連します。後は保健医療、精神的な疾患であったり、医療的な面で支援が必要な方にはそういった支援に繋げていくことが考えられます。非行の分野であれば、学校と連携した就労支援等が想定できるかと思います。

また、保護司会と市の連携体制もありますので、そういった民間の更生保護に取り組む方の活動支援や、国により市民の方の理解促進の視点も示されているので、啓発的な施策も位置づけていくことになるかと思います。

ご指摘のとおり保護観察の対象者を市で把握しているものではないので、計画の策定にあたっては小金井警察署が把握する再犯率など提供いただける数値の範囲で小金井市の地域性を載せられたらと考えています。

酒井委員：人数の問題ではなくて、話題になっている孤独・孤立の問題と関連があるわけですが、やはり環境ですよ。服役が終わって保護観察になるわけですが、地域での生

活を後押しする際に現状ではどこの誰々さんがこのような方だからその人は後押ししようというわけではないですよね。そうすると、今言っていた総合相談窓口とか、生活保護の窓口など、偶然的にいろいろな場面で行政なり機関なり、市民が会うことはあり得るわけです。そういった方の情報を知った時はしっかりと支援するということと、保護司レベルでは、ある自治体ではたまたま農業センターの所長さんが保護司をやっていて、農業センターのいろいろな畑仕事を保護司仲間の中で声を掛けて保護観察中の人たちが何人かきて一緒に作業をするという例もあります。これを具体的にやるのは実際は難しいと思いますので、書きぶりみたいなものを工夫していただきたいです。

金子会長：文章の中で、いわゆる福祉サービス全般の中に入ってくる書き方ですね。市のほうとしては、それプラス、先ほどから出ている保護司会、あるいは人権擁護委員との連携なども書けると思います。

酒井委員：7月1日の社会を明るくする運動を、例えば保護司さんだけに任せないで地域ぐるみで考えていくとか、どこかでピラをまくだけでなくもっと大々的にやるとか、そういうことは良いと思います。

金子会長：そういったことで文章を考えさせていただきたいと思います。本日、出た意見を参考にして事務局で再度検討させていただきます。次回、委員会までに修正いただければと思います。

(2) 次回日程について

金子会長：(第3回会議、9月21日(木)午前10時から 801会議室)
(第4回会議、10月27日(金)午後2時から 801会議室)

(3) その他

(特になし)

以上で終了